

平成26年1月17日

お客様各位

大起産業株式会社
代表取締役社長 田中 弘晃

第二種金融商品取引業の廃止について

当社は、平成26年2月20日をもって、第二種金融商品取引業を廃止いたしますので、お知らせいたします。

尚、当社で取り扱っております取引所為替証拠金取引「くりっく365」は、既にお知らせの通り、平成25年12月16日をもって、取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」と同様、金融商品仲介業者としての取扱いに変更しておりますので、お客様に関する変更事項等のお手続きはございません。

なお、以下は金融商品取引法第50条の2 第6項の規定により、平成25年1月17日に官報に掲載した公告文です。

敬具

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成26年2月20日をもって第二種金融商品取引業を廃止いたします。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告いたします。

平成26年1月17日
名古屋市中区錦二丁目2番13号
大起産業株式会社
代表取締役 田中 弘晃